

# 全国一般神奈川

発行者  
全国一般労働組合全国協議会神奈川  
横浜市中区翁町1-5-14  
新見翁ビル4F  
TEL. FAX.  
045-319-4391

## 5・31SFT大谷さん勝利報告集会



5月31日「津和野」でSFT大谷さんの勝利報告集会が行われました。SFT大谷さんは、プログラマーとして働いていましたが、100時間を超える残業など過重労働により「うつ」になり1年以上休職していました。その後、ある程度回復したので、復職を申し出ると社長は「給料を半分にする」「半年以内に病気が再発したら辞める」と条件に復職を認め

SFT大谷さんは、2013年10月さらに2014年11月に合計5万3千円もの賃下げを受けました。大谷さんは、県労委に不当労申立を行いましたが、その後2015年1月賃下げ部分を横浜地裁に賃金額等確認

訴訟を提起しました。会社は、大谷さんがプログラミング作業をやらないので契約不履行だから減額したことと主張しました。真っ赤なウソでした。

2018年6月の横浜地裁判決では、「賃金全額払いの原則（労基法24条1項）等により賃金減額は無効としました。ただ、この判決では、①賃金確認額に全員一律支給された業務手当額が含まれていない②育児休業給付金相当額の賠償は認めない③賞与反映部分は認めない」というものでした。

報告集会は、大谷さん、岡部弁護士とともに大谷さんの頑張りを讃えました。

(横澤)

6・20

### 神奈川労働相談センター全体会議

去る6月20日、神奈川労働相談センターの年1度の「全体会議」が事務所で6名の相談員の結集で開催されました。会議では、2018年4月1日から2019年3月31日まで1年間の相談一覧表が公表されました。相談

件数では、かなり減つてはいますが、重要な相談がたくさんありました。今年からあらたに始めた相談活動を狙います。

会議後、センターとして久々の懇親会が盛大に行われました。

### スケジュール

7月10日 13時30分  
がくろう神奈川定期大会

異良センター

7月11日 19時  
神奈川県共闘幹事会  
郵便小田原東局団体交渉

異良センター

7月10日 19時  
神奈川合同支部会議

異良センター

7月11日 19時  
事務所  
郵政会議

異良センター

7月13日 16時  
事務所  
最賃FF-1500タブレットデモ

異良センター

7月14日 10時  
事務所  
機関紙発送作業「みんなで散策」

異良センター

7月17日 19時  
事務所  
第11会担当者会議

異良センター

7月18日 10時  
事務所  
中央本部書記局会議

異良センター

7月18日 13時30分  
丈夫屋県労委第7回調査

異良センター

7月21日 14時30分  
丈夫屋県労委第7回調査

異良センター

7月22日 19時  
事務所  
東横イン会議

異良センター

7月25日 16時  
藤沢  
県共闘交流会

異良センター

7月27日～28日 12時  
本部事務所  
本部執行委員会

異良センター

7月28日 10時  
事務所  
神奈川PFT会議

異良センター

7月29日 19時  
事務所  
7月30日 13時20分  
JAL横浜情報行動

異良センター

# 丈夫屋、不支給で解雇の路線を微調整か？

川崎と横浜に十数店舗の調剤薬局と在宅看護を展開する有限会社丈夫屋は、解雇したA氏の地位確認裁判で、昨年3月に会社敗訴を自覚し「請求全部認諾」で職場復帰を認めた。

しかし「認諾」は、「裁判で負け、職場に引き入れて叩く」攻撃でした。組合加入したA氏に対しても、職場復帰後、パワハラや職場ぐるみの嫌がらせを行

い、「適応障害」にさせて出勤できなくなさせた。更に川崎北労働基準監督署が、本年3月1日付で休業給付金不支給決定したことを持って、「私傷病」との勝手な決めつけで、3カ月を限度とする休職（就業規則では休職期間切れ自然退職）を宣言した。

組合が「休業補償不支給決定をもつて、私傷病との決めつけ

い、「適応障害」にさせて出勤できなくなさせた。更に川崎北労働基準監督署が、本年3月1日付で休業給付金不支給決定したことを持って、「私傷病」との勝手な決めつけで、3カ月を限度とする休職（就業規則では休職期間切れ自然退職）を宣言した。

組合が「休業補償不支給決定をもつて、私傷病との決めつけ

い、「適応障害」にさせて出勤できなくなさせた。更に川崎北労働基準監督署が、本年3月1日付で休業給付金不支給決定したことを持って、「私傷病」との勝手な決めつけで、3カ月を限度とする休職（就業規則では休職期間切れ自然退職）を宣言した。

組合は、7月3日付「回答書」で、「嫌がらせで休業を強いる」として、A組合員の賃金相当額の損害賠償請求権を有しているので、社会保険料の被保険者負担分の対等額で相殺を提起しました。

組合は、7月3日付「回答書」で、「嫌がらせで休業を強いる」として、A組合員の賃金相当額の損害賠償請求権を有しているので、社会保険料の被保険者負担分の対等額で相殺を提起しました。

打診してきた。

（藤井）

丈夫屋の闘いに注目どうぞ支援をお願いします。

裁判はじまる！

しらゆり歯科医院（茅ヶ崎駅南口徒歩2分）で働き、衛生環境改善や安全で働きやすい職場を求めて組合員に、昨年1月、突然に不当な懲戒解雇が行われました。2名の組合員は、いわれのない懲戒解雇に、解雇無効裁判を闘っています。

5月16日から始まった裁判で、2名の組合員は冒頭陳述し、これまで職場衛生環境の改善に努め、仕事は全力で取り組んできたこと。懲戒解雇の理由とされた、「他の職員へ高圧的態度で接触した」、「挨拶を返さない」、「職場の風紀を乱した」とは事実無根であることを述べました。また、職場に戻ることが出来たならばさらに努力を続け、医院を盛り上げていくことを表明しました。

これまで懲戒解雇理由として「院長の指示に従わなかつた」なる抽象的な懲戒理由として、職場での同僚との日常的な会話の端々を取り上げ、脚色し、懲戒に当たると主張しました。それらの内容が理由として、職場での同僚との日常的な会話の端々を取り上げ、脚色し、懲戒に当たると主張しました。それらの内容が就業規則違反に該当しないことは明白です。懲戒解雇の理由が無いことを自認したと言えます。

理由なき懲戒解雇処分！



## JAL争議の早期解決を目指して

5月28日JALの関東キャラバン隊を迎えて横浜市役所からの昼デモ、川崎、横浜駅西口情宣行動等々を、のべ200名の参加で取り組んできました。そして、5月30日JAL本社大包囲行動を650名の結集で成功させました。JAは予想を上回る運動の高揚に神経をとがらせるも、株主総会では、この間一人

も乗務職に復帰できていなかったことに對し、「残念だ」「公正正大にやっている」と被解雇者に責任を転化しています。都労委命令、ILLO勧告の遵守が義務づけられたオリンピック、パラリンピックのオフィシャルスポンサーの資格などありません。神奈川では、7月30日横浜西口情宣行動、8月27日JAL争議を支援するかながわ連絡会の結成集会へと支援を強めて行きたいと思いま

す。（米山）

全国一般神奈川 第22回定期大会 10月6日 13時～ ノプラザ9F

## しらゆり歯科（茅ヶ崎駅南口徒歩2分・上林院長）

## 理由なき懲戒解雇を撤回し、組合員を職場に戻せ！

職場復帰を求める裁判を聞きます！

2名の組合員にかけられた突然の理由なき不当な懲戒解雇で、生活の不安が募る一方ですが、解雇撤回、職場復帰を認め裁判闘争を継続中です。

ご支援よろしくお願いいたします。

第3回口頭弁論

日時 7月30日13時20分から  
場所 横浜地裁502号法庭にて